



社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～18時



年が明け、はや 1 ヶ月が経とうとしています。皆さまいかがお過ごしでしょうか？

連日特集もされていましたが、今年で阪神淡路大震災から 20 年が経ちました。17 日に家族で三宮の追悼会場へ行きました。あのときのたいへんさ、つらさを忘れないようにしないとイケないと思いますし、今こうして無事に過ごしていられることに心から感謝しています。



職場で役立つ心理学 ～叱り方にもコツがある～



仕事の現場では、限られた時間内に成果をあげることが求められます。後輩や部下を叱ったり、ミスを指摘したりしなければならぬ場面も多くあるでしょう。そんなとき、怒りや不満をぶちまけるのは単に「キレた」だけで、相手には肝心の真意は伝わりません。効果的にしかるためには、相手の意欲をそいでしまわない配慮が大切です。以下の方法を工夫してみましょう

- ①すぐに叱る
- ②短く叱る。
- ③みんなの前で叱らない。
- ④プラスの言葉でサンドイッチ。(ねぎらう・感謝する⇒【叱る】⇒ねぎらう・感謝する)
例：資料作成ありがとう。でも誤字が多いので気を付けて。その他はよくできているよ。
- ⑤同じ目線で叱る。(自分も相手も立って。自分も相手も座って。)

★これで完璧！ 1月の事務★



☆平成27年分扶養控除等（異動）申告書の提出☆

1月支払い給与の計算を始めるまでに、従業員から今年の扶養控除等（異動）申告書を提出してもらいます。

☆法定調書、給与支払報告書の提出（2月2日まで）☆

年末調整を終えた後、源泉徴収票・報酬等支払調書・法定調書合計表は税務署へ、給与支払報告書は各市区町村へ提出します。本人への源泉徴収票の交付も1月31日までです。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（1月10日まで）☆

12月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（2月1日まで）☆

12月分の社会保険料・児童手当拠出金を納付。

☆11月決算法人の確定申告と納税（1月中の決算応当日まで）☆

11月決算法人の確定申告と納税、5月決算法人の中間（予定）申告と納税。



～平成27年度雇用保険料率～

平成27年度の雇用保険料率は、平成26年度の料率を据え置き、一般の事業で1.35%、農林水産・清酒製造の事業で1.55%、建設の事業で1.65%とし、平成27年4月1日から適用することを発表しました。

**マイナンバー制度の開始時期が
近づいています。**

平成 25 年 5 月の国会で成立したマイナンバー制度。社会保障や税の共通番号となる制度ですが、いよいよ今年の 10 月より、各人にマイナンバーの通知が始まります。現在、政府によってマイナンバー制度の運用に向けた準備が進められています。

マイナンバー制度とは、これまでバラバラの番号で管理されてきた社会保障・税・災害対策の分野において、各分野共通の個人番号を用いて情報管理を行うものです。これによって正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付・負担の公平性が図られることや、行政手続きにおける添付書類の削減により国民の利便性を高めるなど、さまざまなメリットが期待されています。

個人には、マイ・ポータルという個人専用のインターネットサイトが用意され、例えば各種社会保険料の支払金額や、確定申告を行う際に参考となる情報など個人に関する情報が入手できたり、誰がいつ自分のマイナンバーにアクセスしたかを確認することができたりするようになるそうです。

マイナンバーは、住民票があるすべての人に対し、一人一番号が指定され、原則として生涯変わりません。まずは平成 27 年 10 月以降、市区町村から「通知カード」が発送される予定で、平成 28 年 1 月以降、本人の申請により、市区町村から「個人番号カード (IC カード)」の交付を受けることができます。通知されたマイナンバーは、年金・医療保険・雇用保険・税などの書類に記載が求められることとなります。勤務先や金融機関などでも個人に代わって手続きを行うことがあり、勤務先等は必要な範囲で本人にマイナンバーの提出を求めることとなります。もちろん勤務先などは法律などで定められた場合以外にマイナンバーを利用することは禁止されていますし、マイナンバーを使って社員や顧客の情報管理を行うこともしてはいけません。

会社は、平成 28 年以降、社会保険の手続き書類や源泉徴収票など法律で定められた必要な書類にマイナンバーを記載しなければなりません。そのために、本人からマイナンバーを収集しなければなりませんが、取得する際は、利用目的を通知または公表のうえ、正しい番号であることの確認と本人であることの確認をしなければなりません。また、収集したマイナンバーが流出しないように適切に管理するようにしていかなければなりません。

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

